

# 正副会長の活動状況

## 日本弁理士会の組織強化に向けて

日本弁理士会副会長 吉田 稔

### 1. はじめに

昨年12月22日の第2回臨時総会において、日本弁理士会の組織強化に関して極めてエポックメイキングな2つの事項が承認された。1つは役員制度改革に関する要綱、1つは全国支部化の方向性である。これらの事項について、その後の進展状況を説明しておきたい。

### 2. 役員制度改革

第2回臨時総会では、常議員に関する事項につき、さらに検討を進めるとして議案が修正されたが、その後の検討により、次を要点とする正副会長会の改革案が固められた（なお、役員に関する事項は経済産業大臣の認可事項であるので、監督官庁との協議において、なお修正がありうることに留意のこと）。

- ① 会長の任期を2年に延長するとともに有償制を導入し、これに伴い総括副会長制度を廃止する。
- ② 正副会長の委嘱により常務を執行する執行理事制を導入し、正副会長及び執行理事によって、執行に係る事項の審議を行う執行役員会を組織することとする。執行理事（20人以内）は、過半数を常議員から、その余を会員から会長指名により選任し、総会の承認を得ることとする。これに伴い、執行補佐役制度を廃止する。
- ③ 総会に次ぐ意思決定機関として、正副会長、執行理事及び常議員で組織される理事会を創設する。
- ④ 常議員は、60人に増員するとともに、地方選挙区ごとの選挙によって毎年半数（30人）を改選により選出することとする。

このような改革により、次のような組織の機能強化が実現できる。

「①」により、対外的な組織の顔、及び事業のより一層の継続性を図ることができる。

「②」により、特に副会長の繁忙性を軽減するとともに、これに伴い対外的な事項に正副会長が迅速適正に対応することができる等、ボードとしての正副会長の機能強化を図ることができる。また、専門性を考慮した会長指名制により執行理事を選任することにより、会長は、適材を配置してより効果的な会務執行をすることができる。

「③」により、委任状制による総会審議を補完し、重要事項につき、実質的かつ適正な審議を行うことができる。

「④」により、理事会での審議に地域の意見が反映され、より民主的な意思決定を行うことができる。

### 3. 全国支部化

全国にくまなく支部を設置すること、準備ができた支部から順次設置すること、との方向性が意思決定されたことにより、今後、日本弁理士会は、全国を支部化するためのプロセスを実行してゆく責務を負う。

正副会長会は、役員組織検討委員会で全国支部化の検討に携わったメンバーを中心に、各地域部会の代表及び既存支部の代表を委員とする「全国支部化準備委員会（仮称）」を立ち上げ、この委員会に各地域に今後設置する「〇〇支部設立準備委員会」での検討の支援、調整等の職務権限を付与し、最終的に各「〇〇支部設立準備委員会」から提案された「〇〇支部規則」を総会で承認して各支部を成立させる、といったプロセスを考えている。

### 4. おわりに

いずれにしても、3月23日の第3回臨時総会において、役員制度改革及び全国支部化に係る会則改正の承認をお願いしてこれらのテーマを次年度に引き継ぐこととしたい。会員各位には引き続き、ご支援、ご協力をお願いする次第である。